

シャンパーニュ大都市開催都市 バル＝シュル＝オーブの税額表に関する考察

花 田 洋 一 郎

は じ め に

本稿で考察する史料は、シャンパーニュ大都市開催都市のひとつであるバル＝シュル＝オーブに関係する通行税・荷車税の税額表である¹。1853年にシャンパーニュ伯領の歴史家であるアンリ・ダルボワ・ド・ジュバンヴィル²によってオーブ県歴史雑誌である『オーブ県行政・統計・商業年報』上で史料紹介がなされているが³、その後この史料を使用した研究は管見の限りほとんど存在しないため忘れられた史料といっても過言ではないだろう。実際、主要なバル＝シュル＝オーブ都市史⁴においてこの史料については1冊を除いて言及さ

1 Henri d'Arbois de Jubainville, *Tarif des redevances féodales dues au roi, dans la ville et la châtellenie de Bar-sur-Aube, pendant le Moyen Age, dans Annuaire administratif, statistique et commercial du département de l'Aube pour 1853*, 28e année, Troyes, 1853, 2e partie, pp.3-11.

2 Henri d'Arbois de Jubainville (1827-1910) は中世史家でありオーブ県文書館長を長く務めた後、コレージュ・ド・フランスでケルト語・ケルト文学を講じた。

3 アルボワ・ド・ジュバンヴィルはこの史料を次の文献を通じて知り、16世紀の筆写本に基づいて論文を執筆したと書いている (Arbois de Jubainville, art.cit, p.5)。A. Vallet de Viriville, *Les archives hitoriques du département de l'Aube et de l'ancien diocèse de Troyes, capitale de la Champagne, depuis le VIIe siècle jusqu'à 1790*, Troyes/Paris, 1841, pp.145-147. ヴァレ・ド・ヴィリヴィルの研究においてこの史料は、L258 XIIIe-XVIIIe s.1201-1550. *L'Histoire de Clairvaux ou des localité circonvoisines*, Carton 185, Pièce E XVe-XVIIe s. に含まれていると書いている。しかし現在、オーブ県文書館の史料目録やウェブサイトで調査を継続してるが、同じ史料を確認するには至っていない。オリジナル、もしくはそのコピーがすでに失われている可能性もあるが、現時点ではやむを得ないため、刊行された史料のみを利用する。従って、本稿ではアルボワ・ド・ジュバンヴィルが論文に掲載した同史料を考察対象とする。

れたことはなく、ブルクロヤシャパンといったシャンパーニュ大都市の基本研究にも登場しない⁵。

しかしながら、だからと言って本稿で取り上げる史料に価値がないということでは決してない。筆者も、これまでにシャンパーニュ大都市の流通税に関する研究を2度発表した⁶が、バル＝シュル＝オーブに関するこの独立した税額表の存在はアルボワ・ド・ジュバンヴィルの研究を調べている過程で偶然見つかるまで全く知らなかった。この論文を入手して読んでみたところ興味深い条項がいくつもあり、シャンパーニュ大都市の理解に資する史料であると認識した。基本的な研究手続きとしてはまずオリジナル史料、それが伝来していない場合は筆写本を確認することが必要であるが、注3に書いている通り現時点ではそれがかなわない状況である。したがって本稿では史料の伝来状況、厳密な史料批判は望めないのに、史料の紹介、大まかな特徴の指摘、史料の歴史的意義の考察のみに本稿の目的を限定したい。

1. 史料に現れる課税について

史料に現れる税は、第1条～第4条に出てくる販売税 *atelage*⁷と史料前文および第5条以降の条項に出てくる通行税 *péage* あるいは荷車税 *rouage* である。

販売税は、物売台 *étal* に陳列された商品に課される税のことであり⁸、本稿では販売税と訳している。売買税とか売上税と訳すこともできる、市場で売買

4 この史料に言及しているのは、L. Chevalier, *Histoire de Bar-sur-Aube*, Bar-sur-Aube, 1851, pp.23-24, 168-169 のみである。そこでは史料の一部の条項を紹介するとどまっている。その他のバル＝シュル＝オーブ都市史には Henri d'Arbois de Jubainville, *Histoire de Bar-sur-Aube sous les comtes de Champagne 1077-1284*, Paris/Troyes/Bar-sur-Aube, 1859 と E.-A. Blampignon, *Bar-sur-Aube*, Paris, 1900 (réédition, Le Livre d'histoire, Paris, 2010) があるが、税額表に関する言及は見当たらない。

5 F. Bourquelot, *Études sur les foires de Champagne, sur la nature, l'étendue et les règles du commerce qui s'y faisait aux XII^e, XIII^e et XIV^e siècles*, 2 vol, Paris, 1865; E. Chapin, *Les villes de foires de Champagne des origines au début du XIV^e siècle*, Paris, 1937.

6 拙稿「シャンパーニュ大都市における慣習的租税の税額表」『市場史研究』第18号、1998年、167-177頁；同「シャンパーニュ大都市開催都市ラニ＝シュル＝マルヌの流通税表」『西南学院大学経済学論集』第54巻第3・4号、2020年、103-128頁。

7 現在のスベルでは *étalage* である。

8 Takeshi Matsumura, *Dictionnaire du français médiéval*, Paris, 2015, p.1424.

される商品に課される課税である。税額表の第1条では、週市で売買される商品全般に対する売買税が明記され、年市では税額は倍となることが規定されている。年市における税額が、基本的に週市の場合の2倍になることはこの税額表に共通する規定となっている（とはいえ後述するように例外はある）。そして糸、子牛の肉、川魚（第2～第4条）については販売された量に応じて税額を決めており、税額決定基準が異なる⁹ためか別条項を設けて税額を明記している。

通行税は、ヨーロッパ中世社会において都市の門、橋、領主領の境界などを通過する際に徴収される都市領主が自らに留保していた課税の一種であり、都市内に入ってそこで販売される商品、動物、或いは販売する商人、運搬する馬やラバに対して課された。一般的によそ者の商人（都市にやってくる外来者）に対する課税であり、地元市民である商人は免税特権を得ている¹⁰。税額表の第30条～第36条が該当する。

荷車税は文字通り、都市の市場に商品を運び入れるために利用される荷車に課される課税である。税額表では2輪荷車、4輪荷車、そして1輪荷車について異なる税額（通常は4輪荷車には2輪荷車の2倍の課税）が課されている。税額表の第5条～第25条、第37条、第38条が該当する。

なお市場における商取引、流通全般に課される領主的課税を一般的に流通税と呼ぶ。本稿では、税額表を厳密な史料論の視角から考察するためには情報が非常に少ないためこれを断念せざるを得ない。そこでこの種の課税、すなわち流通税に関する史料論については専門家である山田雅彦氏、大宅明美氏の研究を参照してほしい¹¹。

続いて、下記【表1】では税額表全40条の構成について整理している。上述の販売税、荷車税、通行税に関する規程に加えて、税額表にはバル＝シュル＝オーブの周辺に位置する集落に関する通行税半額負担あるいは全額免除規定が

9 第2条の糸は重量1リブラ毎にトゥール貨で2デナリウス、第3条では子牛1頭毎にトゥール貨で1デナリウス、第4条ではフライパンに盛った川魚をフライパン1個につきトゥール貨で1デナリウスと規定している。これは週市の場合で、年市では税額はその倍額である。

10 D. Rivaud, *Les villes au Moyen Age dans l'espace français XIIIe-XVIe siècle*, Paris, 2012.

組み込まれている。第26条にでてくる通行税半額負担の集落はブリエンス、サン＝レジェ、ブリエンス＝ラ＝ヴィエイユであるが、これらの集落はバル＝シュル＝オーブの北北西約24キロに位置する。続いて第27条で通行税が免除されているヴィル＝アン＝テルはバル＝シュル＝オーブの北12キロ、ヴィニヨリはバル＝シュル＝オーブの東30キロ、第28条に現れるジョクール、アルガンソン、ドランクール、ブサンクール、アルソンヴァルの5集落はバル＝シュル＝オーブ北西10キロ圏内に位置しオーブ川に沿って点在している。これらの集落が通行税負担の半額免除、或いは全額免除になっている背景は一切不明であるが、毛織物やぶどう酒といったバル＝シュル＝オーブの市場で売買される重要な商品を作っているところだったのかもしれない¹¹。他に可能性があるとするれば、これらの集落が有力な教会もしくは修道院と関係があり（もしくはその支配領域に属している）、シャンパーニュ伯あるいはフランス王から免税特権あるいは半額負担の権利を獲得していたことであろう。とはいえこの点についても情報は全くない。

11 山田雅彦『中世フランドル都市の生成－在地社会と商品流通－』ミネルヴァ書房、2001年；同「13世紀初頭の流通税表に見るサンスの流通構造－シャンパーニュ大都市近接地域における都市と農村－」森本芳樹編著『西欧中世における都市＝農村関係の研究』九州大学出版会、1988年、262-309頁；同「13世紀バボームの通過税－制度変容の社会史のための一試論－」『西洋史学論集』第34号、1996年、28-50頁；同「中世中期フランドル伯領における魚介流通－流通税表を素材としてみたスヘルデ河流域部のニシン流通を中心に－」中村勝編『市と權』中央印刷出版部、1999年、367-384頁；同『中世北フランス・バボーム通過税の形成・展開と地域における社会的合意（研究課題番号：14510416）平成14年度～平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）一般）研究成果報告書』2005年；同「なぜバボームの通過税を負わねばならないのか－13・14世紀北フランスの都市と王權の係争－」服部良久編著『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史－紛争と秩序のタベストーリー－』ミネルヴァ書房、2015年、344-367頁。岡村明美「中世ボワチエ流通税表の分析」『社会経済史学』56巻第6号、1991年、1-31頁；大宅明美『中世盛期西フランスにおける都市と王權』九州大学出版会、2010年。

12 J.-Cl. Czmarra et G. Schild, *Les foire de Champagne*, Tours, 2016, pp.136-138 では、バル＝シュル＝オーブにおける毛織物産業やぶどう畑・ブドウ醸造について言及している。

【表１】 バル＝シュル＝オーブ税額表の構成

条 項	内 容
史料前文	フランス王による徴税決定 徴税範囲の決定
第１条～第４条	販売税規定
第５条～第２５条	荷車税規定
第２６条	バル＝シュル＝オーブ周辺集落の通行税 半額負担規定
第２７条～第２９条	バル＝シュル＝オーブ周辺村落の通行税 免除規定
第３０条～第３６条	通行税規定
第３７条～第３８条	荷車税規定
第３９条	ユダヤ人入市規程
第４０条	特定の商品を扱う商人に対する通行税免 除規定

なお下記の【表２】ではバル＝シュル＝オーブ税額表に現れる商品を分類している。短い条項数であるが、そこにはさまざまな商品が登場していることがわかる。

【表２】 バル＝シュル＝オーブ税額表に現れる商品

商品分類	商 品 名
農産物	果物、小麦、大麦、ライ麦、燕麦、エンドウ豆、ソラ豆、大蒜、玉葱
林産物・木工製品	蜂蜜、樟
水産物	川魚、ニシン、ニシンの干物、タラ、サケ、メルランの干物
畜産物	卵、チーズ、子牛の肉、豚肉、塩漬け豚肉、その他の塩漬け肉、豚、羊、山羊、軍馬
飲料	ぶどう酒
香辛料、東方商品	アーモンド、目方売り商品
皮革	皮、コルドヴァ皮、なめし皮、毛皮
繊維	毛織物、羊毛、麻布、平織物、網、糸
鉱物・金属加工品	鉄、銅
原料・天然資源	塩、塩樽、アザミ、秣、油
その他	小間物

2. 史料から分かること

次に、バル＝シュル＝オーブの税額表からどのような興味深い事柄を見出すことができるのか検討してみよう。税額表が伝来する写本を検討したわけではないし、この税額表が作成され、伝来した背景も分からないので史料論の視点から重要な指摘を行うことはできない。しかし、条文の検討を通じていくつか興味深い事例を指摘することができる。

一つは税額表の作成時期ともかわるが、徴税の主体がフランス王であることが前文から判明する。バル＝シュル＝オーブが属するシャンパーニュ伯領の伯位はアンリ3世の娘ジャンヌが継承し、彼女は1284年にフランス王太子フィリップと結婚する。1285年に彼はフィリップ4世として即位し、シャンパーニュ伯位も継承する。伯位は1305年にフィリップ4世の息子ルイ（後のルイ10世）が継承し、その死去（1316年）と共にフランス王国にシャンパーニュ伯領は編入された¹³。そのため税額表の作成時期は1316年以降と推測することが可能である。

別の解釈も可能である。それはこの課税がフランス王の命による課税（国王課税）であり、その徴収のため利用された税額表という解釈である。この観点に立つとこの史料は1316年以前に作成されたという可能性が浮上する。そもそも大都市における経済活動に対する課税権はシャンパーニュ伯や宗教機関が持つので、フランス国王が彼らとは別個に課税権を持つことは考えにくいことだが、決してないと断言はできない。しかしこの場合、伯の課税と国王の課税を区別して徴収する実務の煩雑さや徴収コストなどを考慮すると現実的ではないように思える。税額表にもそのようなことが垣間見られる文言は見当たらない。現時点でここでの課税は国王課税であるとわたしは考えていない。

次に、税額表第39条のユダヤ人の入市に関する規定は非常に興味深い。この規定はこの税額表の作成年代を推量するうえでの素材も提供してくれる。この条文は、「バルの管轄区域からやってきたすべてのユダヤ人は、徒歩であれ馬

13 佐藤猛『百年戦争期フランス国制史 王権・諸侯国・高等法院』北海道大学出版会、2012年、52頁。

であれ、トゥール貨で30デナリウスを支払い、平手打ちを受けねばならない。そして年市開催期間中は銀貨を2倍支払い、そして平手打ちは2回受けねばならない」というもので、都市に來訪するユダヤ人に対して30デナリウスという高額の支払いとしかも平手打ちという暴力をふるうというのは初めて見る規定である。

なおこの条項は、税額表の成立時期についても情報を与えてくれる。フランスでは、複数回フランス王権によってフランス国内からユダヤ人追放が命令されている。カペー王権とヴァロワ王権の時代に限って言えば、フィリップ2世治世（1180～1223）の1182年、ルイ9世治世（1226～1270）の1251年、フィリップ4世治世（1285～1314）の1306年、シャルル4世治世（1322～1328）の1322年、シャルル6世治世（1380～1422）の1394年の5度である¹⁴。中世において、ユダヤ人追放は、追放と呼び戻しを繰り返しており、フランス国内からユダヤ人が完全に追放されているわけではないが、1394年の追放令が最終的な措置とされている。税額表作成時期との関係でいうと、シャンパーニュ大都市がまだ機能している前提で考えると、1322年以前と考えることができる。とはいえこれ以上の推測はできない。

以上の簡単な考察から、税額表の作成時期はシャンパーニュ伯領の王国への編入とユダヤ人の追放という2つの政治的出来事から1316年～1322年の間と推測することが可能であるが、オリジナルが伝来していないためこれ以上の考察は不可能である。あくまで一つの可能性を提示したまでである。

続いて、税額表の第6条と第7条について考えたい。第6条における「他の地域のぶどう酒」は、ブルゴーニュのボヌ産と共に記載されているので、おそらくはフランス地方以外の産地からのぶどう酒を意味すると考えるのが自然であろう。実際、次の第7条で「バルにぶどう酒を運んできた者」に対する税額が明示され、その額は第6条の税額よりもはるかに安いからである。

中世フランスではセヌ川流域で生産されたぶどう酒は「フランスのぶどう

14 E. Marmursztejn, Débats médiévaux sur l'expulsion des juifs des monarchies occidentales, dans I. Poutin et A. Tallon, (dir.), *Les expulsions de minorités religieuses dans l'Europe des XIIIe-XVIIe siècles*, Pompignac, 2015, pp.19-44.

酒 vins français」と呼ばれ、広義のイル＝ド＝フランス産ぶどう酒を意味する。シャンパーニュ地方産のぶどう酒もこの範疇に入る。他方でピカルディ、フランドル、ロレーヌ、ブルゴーニュ、オルレアネ、ノルマンディ産のぶどう酒はフランス産ではないとされる。第6条に規定されたぶどう酒はフランス産以外の他の地方産ということであり、そのため第7条のいわばバル＝シュル＝オーブの地元産ぶどう酒に比べると4輪荷車で3倍、2輪荷車で1.5倍の税額差がある。地元産ぶどう酒は安く、他の地方産のぶどう酒は高く、というのは地元経済の活性化を考えると自然な措置であるといえる¹⁵。因みに、バル＝シュル＝オーブのぶどう酒は有名であったようで、フランドルやエノー地方で需要があり、14世紀末ブルゴーニュ公や公妃もこれを求めていた¹⁶。

お わ り に

バル＝シュル＝オーブの税額表は、シャンパーニュ大都市研究においてこれまでほとんど注目されることはなかった。現時点でこの税額表の原本はおろか、伝来する筆写本の所在もわからないため表面的な検討にならざるを得ないことは残念であるが、それでも税額表の検討から興味深い事例を知ることができた。特にユダヤ人に関する条項は、これまで目にすることがなかったので興味深い事例といえよう。

シャンパーニュ大都市の研究史を整理した拙稿で指摘したことだが、2000年以降シャンパーニュ大都市研究はこれまでの数十年にわたる休眠状態から突如目覚め、個別研究はもとより国際共同研究も盛んになっている¹⁷。そこでは考古学と文献史学の双方で史料が豊富なトロワやプロヴァンが対象となる場合が多いが、バル＝シュル＝オーブ年市にも新しい光が照らされることが期待される。本稿もその一助となればと願っている。

15 拙稿「シャンパーニュ大都市開催都市プロヴァンの在地経済—ぶどう酒と毛織物—」『日仏歴史学会会報』第39号、2024年、19-20頁。Czmara et Schild, *op.cit.*, pp.138.

16 Czmara et Schild, *op.cit.*, pp.138.

17 拙稿「シャンパーニュ大都市研究の現在—研究史の概観—」『西南学院大学経済学論集』53-1・2、2018年、27-60頁；同「シャンパーニュ大都市研究の現在（続）」『西南学院大学経済学論集』55-4、2021年、115-140頁。

【史料】

前 文

以下は、国王陛下およびその側近がバル＝シュル＝オーブにおける販売と運搬を理由として徴収すべき諸税であり、上述のバル城主支配領の管轄区域を伴う。通行税と荷車税が適用される城主支配領の範囲は、オーブ川の向こう側はフォンタルス、セルモワーズ、シャンピノル、ボーモン＝ラベイ、ロンシャンと共にクレルヴォー修道院のグランギアの居住民を含む。そしてオーブ川のこちら側では、ヴェルノンヴィリエ、レヴィニー、フレネイ、ブランヴォ、プールヴィル、トール、メゾン（＝レスレーヌ）、アンジャント、プシェを含み、諸税は以下の通り徴収されるべし。

はじめに

- [1] バルの週市広場で年間毎土曜日に商品を物売台で販売する者はみな販売税としてトゥール貨¹⁸で2デナリウスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。

- [2] 同じく、金曜日正午から土曜日終日、糸を買う紡ぎ手はみな1リブラについてトゥール貨で2デナリウスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。

- [3] 同じく、バルの肉屋はどの曜日であろうと肉屋で屠殺された子牛一頭につきトゥール貨で1デナリウスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。

18 フランスでは12世紀に王権がパリとトゥールにおいてデナリウス銀貨を造幣させており、この両貨の交換比率はパリ貨4＝トゥール貨5である。当時の貨幣単位には実在貨幣単位としてのデナリウスの他に、計算貨幣単位としてソリドゥス（スー、あるいはソルともいう）とリブラ（リーブルともいう）、交換比率は1リブラ＝20ソリドゥス＝240デナリウス、1ソリドゥス＝12デナリウスである。高山博、池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会、2005年、112頁。

- [4] 同じく、川魚を売るものは、トゥール貨で1デナリウスを支払うべし。
池の魚をフライパンに盛って売るものは、各曜日についてフライパン1個につきトゥール貨で1デナリウスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。

バルの通行税としてのその他の諸権利

- [5] 都市と都市の管轄区域の居住民そしてここを通過する者たちで、都市に小麦、ライ麦、大麦、燕麦、エンドウ豆、ソラ豆、その他の穀物を運んできた者は、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車については4デナリウスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [6] 同じく、ブルゴーニュのボヌ産およびその他の地域のぶどう酒を運んできた者は、4輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で1ソリドゥスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [7] 同じく、バルにぶどう酒を運んできた者は、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはこれもまたトゥール貨で8デナリウスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [8] 同じく、バルに運ばれてきたすべての食糧品あるいは商品について、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウスを、年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [9] 同じく、塩を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウスを支払わねばならない。そしてバルで塩の積み荷を降ろす者は4輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で2デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を、支払わねばならない。

- [10] 同じく、蜂蜜と油を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を、支払わねばならない。
- [11] 同じく、果実、大蒜、玉葱を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を、支払わねばならない。
- [12] 同じく、塩の入った紡錘型の樽、樽、小さな箱を取り扱う者は、それぞれについて4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を、支払わねばならない。
- [13] 同じく、毛織物、羊毛、毛皮を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で4ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [14] 同じく、脂肪分のついた皮もしくはコロドヴァ皮を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で4ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [15] 同じく、アーモンド、鉄、銅、その他の目方売り商品を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で4ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。

- [16] 同じく、麻布、平織物、そして網を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で4ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [17] 同じく、ニシンを取り扱う者は、4輪荷車であろうと2輪荷車であろうと最初の（初物の？）塩漬けニシン樽についてはトゥール貨で4デナリウス、その他の塩漬けニシン樽についてはそれぞれトゥール貨で2デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [18] 同じく、ニシンの干物を入れた樽を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で4ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [19] 同じく、タラ、サケ、メルランの干物、あるいはその他の生魚を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で12デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [20] 同じく、脂肪、塩漬け豚肉、その他の塩漬け肉を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で4ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [21] 同じく、なめし皮もしくはなめしていない皮、あるいは羊のなめし皮を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で4ソリドゥス、2輪荷車についてはトゥール貨で2ソリドゥスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。

- [22] 同じく、毛織物用のアザミ¹⁹、また山積みの秣を取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [23] 同じく、卵もしくは固いチーズ、柔らかいチーズを取り扱う者は、4輪荷車についてはトゥール貨で8デナリウス、2輪荷車についてはトゥール貨で4デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [24] 同じく、小間物をたくさん入れている荷物あるいはその他の物資を入れている荷物を取り扱う者について、通行税徴収人はその荷物が適切なものと思われるときは、それぞれの荷物についてトゥール貨で4デナリウスを大通行税として徴収することができる。
- [25] 同じく、トロワ、サンス、パリの街道を、荷車を押してやってきた商人あるいはその他の者で、毛織物、羊毛、コルドヴァ皮、毛皮、荷鞍、すべての目方売り商品、そして大通行税を支払うべき全てのものを取り扱う者はトゥール貨で2ソリドゥスを、2輪荷車についてはトゥール貨で2デナリウスだけ支払えばよい。そして年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [26] 同じく、ブリエンヌ、サン＝レジエ、ブリエンヌ＝ラ＝ヴィエイユの住民は皆通行税の半額だけ支払うこと。上述のバル住民もまた彼らに対して通行税は半額だけ求める。
- [27] 同じく、ヴィル＝アン＝テルとヴィニョリィの住民は通行税を支払わなくてよい。バルの住民は彼らに対して通行税を求めない。

19 アザミは羊毛をけば立ててふさふさにする起毛という工程のために用いる。Czmarat et Schild, *op.cit.*, p.136.

- [28] 同じく、ジョクール、アルガンソン、ドランクール、ブサンクール、そしてアルソンヴァル住民は通行税を支払わなくてよい。バル住民も彼らに対して通行税を求めない。
- [29] 同じく、上述のバルのラ・モット²⁰の夜警義務がある村落は通行税を支払う必要はなく、バル住民も彼らに対して通行税を求めない。
- [30] 同じく、雄口バ、雌口バではなく荷鞍を運んでいる馬、ラバは、その荷鞍が売り物であるならば、彼らは鞍一つにつきトゥール貨で4デナリウス、もし荷鞍に荷袋を積んでいる場合は荷袋一つにつきトゥール貨で6デナリウス、そしてもし荷鞍の前か後ろに荷物を積んでいる場合²¹はトゥール貨で8デナリウスを支払わねばならない。
- [31] 同じく、大きな軍馬を取り扱う商人は皆、それぞれの馬についてトゥール貨で4デナリウスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [32] 同じく、小さな馬、去勢していない馬、若い牡馬、牝馬を取り扱う者は、去勢していない馬についてはトゥール貨で2デナリウス、牝馬についてはトゥール貨で1デナリウスを、そして年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。

20 バル＝シュル＝オーブの南西オーブ川近くに小高い丘があり、そこにはかつてシャンパーニュ伯が主に狩猟用の使っていた、ラ・モットと呼ばれる要塞があった。中世後期のブルゴーニュ派とアルマニャック派の内戦時に廃墟となったといわれる (Chevalier, *op.cit.*, pp.129-130)。ここはバルの囲壁外に位置しているが、近隣集落には夜警の義務が課されていたのだろう。どの集落がその義務を担っていたかまではわからない。現在、ラ・モットは私有地となっている。

21 これは鞍に人が乗っていて、その前後に荷物が積まれている状態のことを意味しているのだろうか。

- [33] 同じく、太った豚もしくは痩せた豚を取り扱う者は、彼らが都市を通過して向こう側に行く場合でも、上述のバルで売却する場合でも、雄の豚はトゥール貨で1デナリウスを、雌の豚はトゥール貨で1オボルスを、そして年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [34] 同じく、同様に羊はトゥール貨で1デナリウスを、山羊はトゥール貨で1オボルスを、そして上述のごとく年市開催期間中はその倍額を支払わねばならない。
- [35] 同じく、1人で首に荷物を担いで持ってきた者は1デナリウスを支払わねばならない。そして主の祈りをしなくてはならない²²。
- [36] 同じく、他者のためにいくつかの荷物をその中身が何であろうと、首に担いで運んできた者は、トゥール貨で〇〇を支払わなくてはならない²³。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [37] 同じく、商品もしくはその他の物を積んだ手押し車を運んできた者はトゥール貨で2デナリウスを支払わねばならない。そしてもしこの手押し車を前で引っ張っている男女がいる場合²⁴はトゥール貨で4デナリウスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。
- [38] 同じく、バル年市の開催期間中に馬に乗ってやってきた商人は皆、トゥール貨で2デナリウスを支払わねばならない。もし彼らが後ろに商品を積んで持ってきていたらトゥール貨で4デナリウスを支払わねばならない。しかし年市開催期間中はその倍額を支払う必要はない。

22 ここに出てくる主の祈りは税額表では *patenostre* とあり、お祈りとかロザリオの意味がある。正確に何を意味するのか文脈上で判断できないので、本稿では仮訳とする。

23 この条項では税の支払い額の部分は空欄となっている。定額ではなく状況に応じて税額が異なるからかもしれない。

24 手押し車に乗せた荷物の量が多くて重い場合男女の誰かが前で引っ張っているという意味であろうか。運搬している荷物量が多いため税額も高く設定されていると考えられる。

[39] 同じく、上述のバルの管轄区域からやってきたすべてのユダヤ人は、徒歩であれ馬であれ、トゥール貨で30デナリウスを支払い、平手打ち（buffe²⁵）を受けねばならない。そして年市開催期間中は銀貨を2倍支払い、そして平手打ちは2回受けねばならない。

[40] 同じく、すべての鞍作り、馬具工、古着商、亜麻布商、馬具補強具作りは通行税を支払う必要はない。

[史料全文]

Préambule

Ce sont les droictz que le roy nostre sire et ses consors ont de prendre et lever à cause de la vente et rouaige de Bar-sur-Aube, avec les destroits de la chastellenye dudict Bar, en l'estendue de laquelle chastellenye est comprins le péage et rouage oultre la rivière d'Aulbe, Fontarce²⁶, Sermayse²⁷, Champigneulles²⁸, Beaumont-l'Abbaye²⁹ et le demorant des granches de Clerevaux³⁰ avec Longchamp³¹. Et deçà la rivière d'Aube il est comprins Vernonvilliers³², Levigners³³, Frasnoy³⁴, Boulainvaux³⁵, Beurreville³⁶, Thors, Maisons³⁷, Engentes³⁸, et Buchieres³⁹ en la manière qui s'ensuit:

25 中世フランス語の buffe には主に、げんこつとか平手打ちという意味がある。近世には机とか物売台の意味もでてくるようであるが、ここではキリスト教徒にとっては裏切り者であるユダヤ人（正確にはユダヤ教徒）との関わりで現れるので、平手打ちと訳した。この史料を紹介したアルボワ・ド・ジュバンヴィルも同じ解釈である。とはいえユダヤ人の都市来訪時、特に年市開催期間中の来訪では高額な金銭支払いと身体的暴力が求められるというのは、これまで史料上で見たことはないので筆者自身も実のところ半信半疑である。実のところこの史料自体、本物なのかどうか疑いを抱いていないわけでもない。

26 バル＝シュル＝オーブの西南約14キロにある Vitry-le-Croisé 村の周辺にあったクレルヴォー修道院のグランギア（直営農場）と思われる（Czmarra et Schild, *op.cit.*, p.128）。現在は確認できない。ただし、フォンタルスという名前の通りが現存し、アルス川が流れている。以下、地名に関して本稿では以下の研究を参照した。Roserot, Al., *Dictionnaire historique de la Champagne méridionale (Aube) des origines à 1790*, Angers, 1948.

27 Champignol-lez-Mondeville 近隣にあった小村と思われる。現在は確認できない。

28 現在の Champignol-lez-Mondeville

29 Riel-les-Eaux にある農場と考えられている。

30 クレルヴォー修道院のグランギア（直営農場）。

31 現在の Longchamp-sur-Aujon

32 現在の Vernonvilliers

Et premiers:

- [1] Tous ceux qui attalent, toutes marchandises tous les samediz de l'an en la place carré du marché dudict Bar, doivent deux deniers tournois d'atelage et double en foire.

- [2] Item les fillandriez qui achaptent fille depuis le vendredi midi jusques au samedi tout le jour doivent deux deniers tournois pour livre tournois et double en foire.

- [3] Item doibvent les bouchers dudict Bar pour chascun veau tué qui mettent en la boucherie en quelque jour que se soit, ung denier tournois, et double en foire.

- [4] Item vendeur de poisson de rivière, ung denier tournoys. Et ceulx qui vendent poisson d'estang en paesle, pour chascune paesle ung denier tournoys pour chascun jour, et double en foire.

Autres droictz à cause du péage dudict Bar

- [5] Ceulx menans et passans par la ville et destroicts dessusdicts, ou chargeans en ladictte ville froment, soigle, orge ou avoine, poix, fèves, et autres grains, doibvent pour le chair VIII deniers tournois, et la charette quatre deniers tournoys, et double en foire.

- [6] Item ceux qui menent vin de Beaulne de Bourguongne et d'autre pays, le chair doibt deux solz tournois, et la charette ung solz tournoys, et double en foire.

33 現在の Lé vigny

34 現在の Fresnay

35 この地名に関して詳細は不明である。前述したロズロの『シャンパーニュ南部歴史辞書』にも掲載されていない。

36 現在の Beurville

37 現在の Maisons-lès-Soulaines

38 現在の Engente

39 現在の Buchey

- [7] Item qui chargent vin audict Bar, le chair doibt huit deniers tournoys, et la chere-
rette huit deniers tournoys aussi, et double en foyre.

- [8] Item pareillement de toutes danrées ou marchandises chargées audit Bar, [le
chair] doibt huit deniers tournoys et la chere-rette quatre deniers tournoys, et dou-
ble en foyre.

- [9] Item ceulx qui maynent sel, le chair doibt huit deniers tournoys, la chare-
rette quatre deniers tournoys; et qui le descharge audict Bar, le chair doibt quatre
deniers tournoys, la chere-rette deux deniers tournoys, et double en foyre.

- [10] Item [ceulx] qui maynent myel ou huylle, le chair doibt huit deniers tournoys,
la chere-rette quatre deniers tournoys, et double en foyre.

- [11] Item ceulx qui maynent frutterie, aulx ou oygnons, le chair doibt huit deniers
tournoys, et la chere-rette quatre deniers tournoys.

- [12] Item ceulx qui maynent fuzeaulx, fustailles, huguette de sel ou de chasnes, le
chair doibt huit deniers tournoys, la chere-rette quatre deniers tournoys, double en
foyre.

- [13] Item ceulx qui maynent drapperies, laynes ou péleteries, le chair doibt quatre
solz tournoys, la chere-rette deux solz tournoys, et ne double point en foyre.

- [14] Item ceux qui maynent gras cuyrs ou cuyrdoan, le chair doibt quatre solz tour-
noys, et la chare-rette deux solz tournoys, et ne double point en foyre.

- [15] Item ceux qui maynent amendres, fer, assier, et autres avoir de poix, le chair
doibt quatre solz tournoys, la chere-rette deux solz tournoys, et ne double point en
foyre.

- [16] Item ceulx qui mènent chienetz, toilles et fillez, le chair doibt quatre solz tournoys, et la churette deux solz, et ne double point en foyre.
- [17] Item ceulx qui mènent harens, soit cher ou charete, la première quacque doibt quatre deniers tournoys, et les autres chacune deux deniers tournoys, et double en foyre.
- [18] Item ceulx qui mènent harens soretz en tonneaulx, le chair doibt quatre solz tournoys, et la churette deux solz tournoys, et ne double point en foire.
- [19] Item ceulx qui mainent morues, saulmons, stoquefiez ou autre poisson vif, le chair doibt deux solz tournois, la charrette douze deniers, et double en foyre.
- [20] Item ceulx qui mainent lars, bascons ou autres chars sallées, le chair doibt quatre solz tournois, et la charrette deux solz tournois, et ne double point en foire.
- [21] Item ceulx qui mainent cuyrs tannez ou non tannez ou basanne, le chair doibt quatre solz tournois, et la churette deux solz tournois, et ne double point en foire.
- [22] Item ceulx qui mainent chardons à draps ou mulletz, le chair doibt huit deniers tournois, et la churette quatre deniers tournois, et double en foire.
- [23] Item ceulx qui mainent oefz ou frommaige tant durs que molz, le chair doibt huit deniers tournois, et la churette IIII deniers tournois, et double en foire.
- [24] Item ceulx qui mènent balles plaines de merceries ou d'autres denrées, le péageur peult lever si bon luy semble de chacune balle IIII deniers tournois ou le grand péage.

- [25] Item tout marchant ou autres qui charroient le grant chemin de Troyes, Sens, Paris, et menans draperies, laynes, cordouans, peleterie, basterie, tout avoir de poiz; et de tout ce qui doit grant péage ne doibvent que deux solz tournoys et la charette deux deniers tournois, et double en foire.
- [26] Item tous les habitants de Brienne⁴⁰, Saint-Légier⁴¹, et Brienne-la-Vieille ne doibvent que demy péage; et les habitants dudict Bar aussi que demi péage sur eulx.
- [27] Item les habitans de la Ville-en-Terre⁴² [et] de Vignorry ne doibvent point de péage, ne ceulx de Bar sur eulx.
- [28] Item Jaulcourt⁴³, Argançon, Dolancourt, Boussancourt⁴⁴ et Arçonval⁴⁵, ne doibvent point de péage, ne ceulx de Bar sur eux.
- [29] Item les villages qui sont du guet de la Mothe, dudict Bar ne doivent point de péage ni ceulx de Bar sur eulx.
- [30] Item ung cheval, ung mullet ou nulle asne ou asnesse, si portent bas, et fût-il à vendre, ils doibvent pour le bas IIII deniers tournoys; et si portent un troussel sur le bas, VI deniers tournoys; et si portent deça ou dela, VIII deniers tournoys.
- [31] Item doivent tous marchans qui menent gras chevaux de lances, pour chascun cheval IIII deniers tournoys, et ne double point en foire.

40 現在の Brienne-le-Château

41 現在の Saint-Léger-sous-Brienne

42 現在の Ville-sur-Terre

43 現在の Jaucourt

44 現在の Bossancourt

45 現在の Arsonval

- [32] Item ceulx qui mènent petiz chevaulx, ronssins, poulains et jumens, le ronssin doibt II deniers tournois, et la jument I denier tournois, et double en foire.
- [33] Item ceulx qui mainent porc gras ou mesgres, soit qu'ils passent outre ou qu'ilz se vendent audict Bar, le masle doibt I denier tournois, et la truie I obole tournois, et double en foire.
- [34] Item pareillement le mouton I denier tournois, et la brebis une obole tournois, et double en foire comme dessus est dit.
- [35] Item ceulx qui portent denrée à leur col pour luy seul, doibt I denier tournois..... une patenostre.
- [36] Item qui portent à son col pour aultruy quelques denrées que ce soit, doit..... deniers tournois, et ne double point en foire.
- [37] Item ceulx qui menent brouettes chargées de marchandises ou d'autres choses, doibt II deniers tournois, et s'il y a homme ou femme qui tyre devant, doibt III deniers tournois, et ne double point en foire.
- [38] Item tous marchans qui chevauchent durant la foire dudict Bar doivent II deniers tournois, et s'ils portent marchandises derrière eulx, doibvent quatre deniers tournois, et ne double point en foire.
- [39] Item tous juyfz qui vont par les destroitcz dudict Bar, soient à pied ou à cheval, doivent XXX deniers tournois et une buffe, et double en foire d'argent et de buffe.
- [40] Item toutes selleries, bourreleries, frapperies, linges, et faultres ne doivent point de péage.

【注記】

地名については、史料上のスペルが現在と異なる場合のみ、注で現在のスペルを表示している。また史料に現れる地名のいくつかは現在確認できないものもあり、その点も注で明記している。

史料の原文で抜けていると思われる単語については、筆者の判断により括弧で補足をしている。

史料原文には、条項を区別するために筆者の判断で便宜的に通し番号を付している。